

チェックシート（１次審査用）（Ver.25-02）

会社名

事業所・事業場名

記入者名

NO.	質問	YES	NO
1	御社定款内(目的)に「こん包業」に関する記述がありますか？		
2	申請する事業所・事業場で、「こん包業」の業務（※1）をしていますか？		
3	こん包・製函に必要な設備と機器（※2）を備えた事業所・事業場ですか？		
4	「こん包業」の業務実績の資料提出が出来ますか？（例 納品書、請求書等）		
5	「こん包業」の資材は自社で購入し、加工・組立も自社で実施していますか？		
6	No.5かNOの場合以下の内容に該当しますか？ ・資材は外部から購入しているが、梱包の設計や仕様の決定は自社で実施している ・資材は支給品だが、梱包に必要な専門知識を持った者が梱包の設計や仕様の検討に参与している		
7	「こん包業」の業務に係わる製造業者又はフォワーダー等との契約書（※3）の提出が出来ますか？		
8	「こん包業」の請負作業やこん包箱の製函を行っている事業所・場の場合、依頼側からの作業依頼書（注文書）等の 提出は出来ますか？		
9	梱包前製品の写真と梱包完成品の写真の提出が出来ますか？		

※1 「こん包業」の業務とは「日本標準産業分類4842組立こん包業」の業務のことを指します。

4842組立こん包業：主として海上輸送のために、設備された機械により各種包装材料を加工し、こん包容器を組立て工業製品の外装を行う事業をいう

また、特定技能専門委員会規約の第2条において以下の通り規定されています。

「主として海外輸出のための中・大型産業機械等の受託貨物を、日本産業規格など標準化された必要な知識及び専門的な技能を有する者がこん包・製函を行うことであり、適正材料を使用し、こん包・製函に必要な設備と機器を備えた場所で行うことをいう。」

外装として木枠・木箱梱包、スチール梱包、強化ダンボール梱包、スキッド梱包、重量物（30kg以上）梱包が該当しダンボール詰め、ダンボール巻き、ストレッチフィルム巻き、バンドル、パレット梱包、パレット製造のみ等は該当

※2 こん包・製函に必要な設備・機器には下記のものが該当します。

木枠・木箱・スキッド梱包...パネルソー、クロスカットソー、電動のこ、釘打ち機等

スチール梱包...溶接機、鋼材切断機、インパクトレンチ等

強化ダンボール梱包...サンプルカッター、ステッチャー、パネルソー、プレス機等

※3 請求項目が作業工賃になっている委任契約の場合は該当しません。

こん包成果物が請求項目になっている請負契約が該当します。